## 基準４－１　教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

### 分析項目４－１－２　法令が定める附属施設、実習施設等が設置、確保されていること

【分析の手順】

・特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等が設置されていることを確認する。

・上記の附属施設が、継続的に研究成果を創出するための施設等としても活用されていることを確認する。

・特定の学部、学科、または大学院に置かれる組織については、大学設置基準第39条の２または第40条の10、並びに専門職大学院設置基準第31条に基づき必要とされる薬学実習施設や連携協力を行う小学校等が確保されていることを確認する。

・附属施設等一覧（別紙様式４－１－２）

| 学部又は学科名 | 附属施設／確保している施設 |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |